自動車点検基準が見直されました

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化

平成29年10月に岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、国交省は大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」(国土交通省令)及び「自動車の点検及び整備に関する手引き(国土交通省告示)」を改正し、平成30年6月27日に公布、同10月1日に施行します。

この改正により、10月1日以降、該当する装置が装着されている自動車については当該装置 の点検が義務化されます。また、現在使用している事業用自動車等・別表第3及び被牽引自動 車・別表第4の点検整備記録簿(認証、指定にかかわらず)の様式が変更となるため、下記の 通り対応いただきますようお願いします。

1. 改正の概要

(1) 自動車点検基準の一部改正(別表第3、別表第4)

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車の3カ月ごとに行う点検項目 に次に掲げることが追加されます。

- スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- スペアタイヤの取付状態
- ツールボックスの取付部の緩み及び損傷
- (2) 自動車の点検及び整備に関する手引きの一部改正
 - (1) により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。
 - スペアタイヤ取付け装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するな どして点検すること。
 - スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして 点検すること
 - ツールボックスの取付け部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検する こと 等

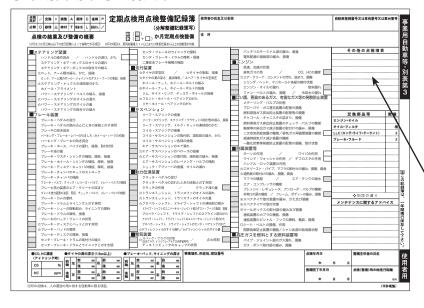
2. スケジュール

公 布:平成30年6月27日 施 行:平成30年10月1日

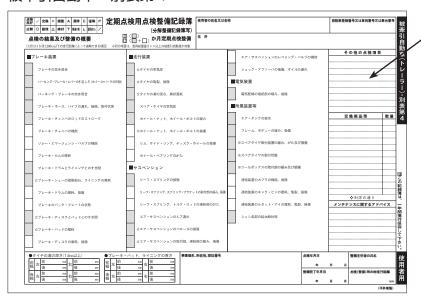
3. 記録簿の使用方法

- (1)10月以降に現行の記録簿を使用する場合
 - その他の点検項目の欄に追加になった項目を記入し、点検を実施してください。

事業用自動車等・別表第3



被牽引自動車・別表第4



- □ スペアタイヤ取付装置の緩み、 がた及び損傷
- □ スペアタイヤの取付状態
- □ ツールボックスの取付部の緩 み及び損傷

(2) 9月以前に新記録簿を使用する場合

- 各記録簿、在庫がなくなり次第、新記録簿を販売いたします。
 - 9月以前に新記録簿を使用することは可能ですが、今般追加された点検項目は10月の法施行日までは法定点検項目ではありませんので、その旨をユーザーに説明、了解を得た上で点検を実施されてください。尚、ユーザーの意向等により点検を実施しない場合は、二重線で消してください。

変更部分 (変更箇所のみ抜粋)

官期点検基準)(<u>第二条</u>関係)	正前	12月ごと (3月ごと (3月ごとの点検に次) (の点検を加えたもの)	非常口の扉の機能緩み及び損傷
別表第3(事業用自動車等の定	改	点検時期 点検箇所 3	車枠及び車体 1 非常口の 2 緩み及び
		₩ ₩ €	
二条、第五条関係)		12月ごと (3月ごとの点検に次 の点検を加えたもの	
(第	級		取付装及び損の取付 の取付 の取付 スの取が指値
	改正	8 月 ば ス	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3)3 スペアタイヤ取付装 置の緩み、がた及び損 傷 (※3)4 スペアタイヤの取付 状態 (※3)5 ツールボックスの取 付部の緩み及び指傷
表第3 (事業用		点検笛所	車枠及び車体

(※3) 印の点検は、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第4(被牽引自動車の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準)

点検時期 3月ごと 12月ごと 点検時期 高月ごとの点検を加えたもの] 車枠及び損傷 車枠及び損傷 単枠及び損傷 電の緩み、がた及び損傷 車枠及び損傷 機み及び損傷 車枠及び損傷 機力の破み及び損傷 車枠及び損傷 機力の放射 中部の緩み及び損傷 中部の緩み及び損傷 中部の緩み及び損傷 中部の緩み及び損傷 中間の機力を放り 中間の 中間						
3月ごと12月ごと (3月ごとの点検に次) (※2) 2 スペアタイヤ取付装 (※2) 3 スペアタイヤの取付 (※2) 4 ツールボックスの取 (※2) 4 ツールボックスの取 (※3) 4 ツールボックスの		正				前
1 緩み及び損傷(※2) 2 スペアタイヤ取付装電の緩み、がた及び損傷(※2) 3 スペアタイヤの取付状態(※2) 4 ツールボックスの取付け部の緩み及び損傷	点検笛所	3月ごと	12月ごと [3月ごとの点検に次] [の点検を加えたもの]	点検時期点検箇所	3 月 ど ろ	12月ごと (3月ごとの点検 (の点検を加えた
	車枠及び車体	 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の窓2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 		車枠及び車体	緩み及び損傷	

(※2) 印の点検は、車両総重量8t以上の自動車に限る。